

こども医療費の窓口無料化が始まりました!

1 こども医療費の助成制度が変わります。

市では、平成30年10月1日受診分から小学校就学前までのこどもの通院・入院にかかる医療費(保険診療に限る)の窓口無料化(現物給付)が始まりました。医療機関窓口で現物給付の受給資格者証(ピンク色)を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになります。

【現行】

| | 対象年齢 | 給付方法 | 一部自己負担金 |
|----|--------|------|-------------------------|
| 通院 | 小学卒業まで | 自動償還 | 小学生1医療機関につき 1,000円/月 |
| 入院 | 中学卒業まで | | なし |

【平成30年10月受診分～】

| | 対象年齢 | 給付方法 | 一部自己負担金 |
|----|--------|------------------------|-------------------------|
| 通院 | 小学卒業まで | ★未就学児:現物給付 就学児:自動償還 | 小学生1医療機関につき 1,000円/月 |
| 入院 | 中学卒業まで | | なし |

※未就学児とは、小学校就学前までのこどもになります。

※現物給付に対応していない医療機関がある場合は、これまでどおりの方法により助成を受けることになります。



▲新受給資格者証イメージ (ピンク色)

ご注意! 以下の内容は助成の対象外となります。

- ・保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)
- ・一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用
- ・入院時の食事療養費

2 医療機関の適正受診を心がけましょう。

救急病院は、命に関わる緊急を要する患者に備えるためのものです。窓口負担の無料化により軽症者の救急病院の受診が増えると、重症者の受診に支障をきたすことがあります。お困りの際には次のものをご活用ください。

① 小児救急電話相談「#8000」

② 子ども救急ハンドブック

3 その他注意点

- ・新しいピンク色の受給資格者証が届きましたら、これまでのオレンジ色の受給資格者証は返納または破棄してください。
- ・転出後は受給資格者証を返納してください。お住まいの住所と受給資格者証の住所が違う場合はご利用できません。
- ・高額な医療費が見込まれる入院時には、高額療養費限度額認定証の手続きも忘れずをお願いします。(確認できない場合は、従来どおり医療機関窓口でのお支払い後、後日助成されることになります。)
- ・その他の公費医療制度も活用しましょう。未熟児の養育医療や小児慢性特定疾病医療費など、国の公費医療制度が活用できます。

学校、保育園等でケガをした場合

こども医療費助成制度ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先され、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。手続きについては各学校、保育園等にお問い合わせください。

